

四 行 省 平 条 令 国 財
三 の 法 発 号 名 成 件 二 第 債 務
二 条 律 行 称 二 等 十 三 十 の 發 告
一 項 及 の 及 十 を 三 次 年 号 行 示
用 振 替 法 び 根 び 三 年 七 一 等
發 等 替 法 の 適 そ 抱 記 年 の 七 一
行 方 法

六

口
イ
ハ
イ
方 募
札 非
發 競
行 争
入

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 行 入 価 ・ 別 債 發 競
發 競 札 格 第 參 市 行 争
行 争 額 發 競 I 加 場 入

五

入 価 法 入
札 格 決 定
發 競 行 争 の

非 下 額 市 札 格
価 一 を 場 で 競
格 国 定 特 あ 争
競 債 め 別 つ 入
争 市 る 参 て 札
入 場 も 加 、 と
札 特 の 者 財 同
発 別 に ご 務 時
行 参 よ と 大 に
一 加 る に 臣 行
と 者 發 応 が わ
い ・ 行 募 各 れ
う 第 へ 限 国 る
。 I 以 度 債 入

た 条 特 で 利 第 三 額 發 四 う 円 額
利 第 別 千 付 一 百 面 行 十 ち 面
付 一 会 九 国 項 七 金 し 六 、 金
国 項 計 十 債 の 十 額 た 条 特 額
債 の に 八 に 規 万 で 利 第 別 で
に 規 關 億 つ 定 円 二 付 一 会 二
つ 定 す 九 い に 、 兆 国 項 計 兆
い に る 千 て 基 同 三 債 の に 四
て 基 法 六 は づ 法 千 に 規 關 千
、 づ 律 百 、 き 第 百 つ 定 す 二
額 き 第 三 額 發 六 五 い に る 百
面 發 四 十 面 行 十 十 て 基 法 五
金 行 十 万 金 し 二 一 は づ 律 十
額 し 六 円 額 た 条 億 、 き 第 億

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 て の 申
の 度 債 当 込 る か 込
応 額 市 て み 。 ら み
募 の 場 る の そ の
額 範 特 。 応 の う
を 囲 別 募 応 ち
割 内 参 額 募 応
り に 加 を 額 募
当 お 者 案 を 価
て い ご 分 順 格
る て と に 次 の
。 各 の よ 割 高
申 応 り り い

十 ロ イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 入 価 ・ 別 債 行 争 發 競 価 第 參 市 及 入 行 爭 格 日	八 ロ イ ハ 行 争 非 者 特 國 札 非 入 価 込 行 争 非 者 特 國 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 行 争 發 競 金 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 入 行 爭 額 發 競 I 加 場
厘 額 厘 額 平 す 額 の 振 五 円 千 百 三 二 二 で た 条 特 で		
面 以 面 成 る の 記 替 万 七 四 十 十 兆 千 利 第 別 三		
金 上 金 二 。 整 載 法 円 百 十 億 八 四 七 付 一 会 十		
額 の 額 十 数 又 の 十 円 六 万 千 百 国 項 計 億		
百 そ 百 三 倍 は 規 五 千 五 二 十 債 の に 六		
円 れ 円 年 の 記 定 億 三 千 百 四 に 規 関 千		
に ぞ に 七 金 錄 に 六 百 円 七 億 つ 定 す 百		
つ れ つ 月 額 は よ 千 八 十 円 い に る 万		
き の き 十 に る 百 十 二 基 て 法 円		
百 応 百 五 上 最 振 十 七 億 づ 律		
円 募 円 日 る 低 替 一 万 八 額 き 第		
九 価 八 も 額 口 万 七 千 四 面 発 金 行 十		
錢 格 錢 の 面 座 六 千 八 額 し 六		
四 五 と 金 簿 千 三 百		

十
九
八
七
六
五

十
四

十
三
二

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二大銀金二をそ払一
十三臣行額十支の期月
から百五払日と十
年年う以し五
七年通円年う以し五
月知に七。前、日
月十五つ月六各及
日十五をき十月支び
日受け百五間払七
た者円日に期月
た者屬に十
者すお五
るい日

額面金額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$
規下は期た期平年
定、が金と成〇
す次そ銀額し二。
る号の行を、十二
期及翌休支次四パ
日び営業払の年一
に第業う算一セ
つ十日。式月ン
い五にたに十ト
て号支当だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

初利發競I
期行争非
利入価
子率札格